

鳥取県告示第254号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月22日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	かいけ訪問介護事業所	米子市新開一丁目5-15	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成23年4月1日
社会福祉法人あしど	米子市道笑町二丁目126	アシスタントサービスぼけっと	米子市東福原五丁目6-25	居宅介護、重度訪問介護	〃
〃	〃	ヘルプサービスぼけっと	〃	居宅介護、行動援護	〃